

湘南ひらつかキャンパスにおける 「介護等体験指導」の歩み

関口 昌秀

はじめに

「介護等体験指導」というのは、現在教職課程の3年次科目として設定されている本学独自設定の「教科又は教職に関する科目」の中の1つである。

この科目は、その名のとおり介護等体験と関連している。介護等体験が実施されたのは、他大学同様2000年度からであるが、介護等体験指導を設定したのは2005年度からである。当初は2年次配当科目だったが、2008年度から3年次配当科目に変更した。

ここでは、介護等体験の実施（1）、介護等体験指導の科目設置（2）、科目の配当年次変更（3）という3つの節目について述べ、そのあとでこの10年余りの介護等体験指導の履修者数の推移を見ながら、この間の歩み（4）について述べる。

1. 介護等体験の実施

1-1. 介護等体験の設定

介護等体験は、いわゆる介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）に基づいて、1998年度の入学生から義務教育の学校教員となるために必要な条件となった。介護等体験が実際に実施されたのは、98年入学生が3年次となった2000年度からである。ただし、短期大学ではこれより1年早い。98年入学生

が2年次となる1999年に実施された。

短大に比べれば余裕があったわけだが、この制度はそもそも議員立法としてある意味突如として制定されたから、そこにはふつうの教員免許法改正には見られない慌しさがあった。もっともそのように言えるのは、その後何度かの教職法の改正を経験し、その場合にはもう少し大学側にも余裕があるように準備期間を少しとってくれることを知ったからである。介護等体験が決まったのはわたしがこの大学で教職課程の仕事をはじめた直後だった。教職課程というところは大変なところなのだと、当時は新入社員のように素直に感じただけであった。当時のわたしは介護等体験を実施するに当たって、県の教育委員会や社会福祉協議会との連携づくりがどれほど大変なことなのか全く意識していなかった。何も知らない新人ゆえに、そういうことの大変さに全然考え及ばなかったといつてよい。

1-2. 介護等体験の問題

ともかく、大変だったが1998年入学生から他の四年制大学と同様、本学でも98年入学生が3年次となる2000年度から介護等体験を実施することになった。そのやり方は、これも他大学と同様、県の教育委員会と県の社会福祉協議会を通して、実施するというスタイルであった。

教育実習とは別に、その前年に7日間も大学の授業を欠席させなければならなくなるという

のは、介護等体験の大きな問題であった。湘南ひらつかキャンパスの場合、特に理学部の学科の中には3年次生が絶対に休めない授業科目というものが存在する。卒業研究を控えた輪講がある。3年次の必修実験もある。実験を欠席した場合は、原則として、ペアとなってくれる学生を探し出して休んだ時の実験をしなければいけない。4年次の授業は基本的に卒業研究だけになるので、教育実習の場合は卒業研究担当の先生の許しを得て教育実習へ出させてもらっている。

そこに3年次の介護等体験でも授業を休まなければならない学生が出てくる。開始された介護等体験のシステムでは、学生によって1学期に2回も同一の授業を欠席する可能性がある。これが新しくはじまった介護等体験の大きな問題であった。1回も休めない授業を2回も休むことなど不可能であり、そうなった場合学生は教職の道をあきらめなければならない。あるいは1年遅らせなければならない。こういう事態になったのである。

授業を休んで教育実習や介護等体験に行くことは、開放制教員養成システムをとっている一般学部に通ずる教員養成の悩みであるが、とくに理科系の場合その問題は大きい。この点についてさらに補足的に述べておけば、十年以上前は教育実習に対して理解のない先生方もおられた。しかし現在では、理学部の教育方針の1つとして卒業生を教育界に送り出すということがあり、ほとんどの先生方から学生が卒業研究を一時休んで教育実習に赴くことを奨励してもらっている。だから逆に、卒業研究に着手するまではきっちりと勉強してほしいということになり、3年次の学生が授業を休むということは難しくなるわけでもある。

2. 授業科目「介護等体験指導」の設定

2-1. 社会福祉施設との提携と「介護等体験指導」の授業化

介護等体験での欠席を少なくすることや、大学の近隣で体験が実施できるようにすることなどから、2005年度から—（おそらく正しいと思うが、これは正確ではない。「介護等体験指導」の授業化の年度からの類推に基づく。）—横浜市のいくつかの地域ケアプラザと個別に提携し、学生を送り出すことにした。この提携をつくり出したのは、2016年3月に定年退職した入江直子教授である。湘南ひらつかキャンパスからは遠いが、本キャンパスの学生も横浜の提携先に送り出すことにした。この提携の何よりの利点は、学生が自分の都合の良い日に体験の予定を組め、夏休みなどの時期にも体験できることである。これによって5日間の大学欠席はしないで済む。

同時に、「教科又は教職に関する科目」としての授業科目「介護等体験指導」を大学独自科目として設定し、介護等体験をする場合はその履修を義務づけることにした。社会福祉施設側と直接提携した関係上、大学側としても学生をきちんと体験に送り出す責任が生じ、学生が体験日時を忘れて行かないなどというのを防ぐためである。また事前指導等も充実させる必要があったためでもある。これは2005年度入学生から適用された。先ほど提携を2005年度から実施したと述べたのは、この事実を根拠としている。「介護等体験指導」の配当年次は当初2年次であった。この事実は保存されている教職課程の『履修要覧』で確認できた。本学の教職課程の運営スタイルから考えて、2004年に提携についての議論と「介護等体験指導」の授業科目化についての議論をしたはずで、2005年には提携は実行されたと思われる。提携初年度の学生は「介護等体験指導」を履修する必要なく体験に行かせたと思う。彼らの入学年度の2004年にはまだ「介護等体験指導」の科目は

存在しないのだから、履修できるはずもない。いわば移行措置として例外的に位置づけて、そのようにしたと思う。

2-2. 授業化の効果

授業化したことの最大の効果は、社会福祉施設の体験の5日間によって学生が授業を欠席しなくてよくなったことである。授業欠席する必要があるのは、特別支援学校の体験の2日間である。ただし、こちらも実験等の曜日に当たってしまうと、学生が実験を欠席しなければならなくなってしまうので、そういう学生の場合、本学では7日間をすべて社会福祉施設で行うことを認めている。このことにより毎年社会福祉施設7日間という介護等体験の学生が少なからずいる。これが普通のシステムで行っている大学とのひとつの違いと思われる。

提携以降、体験に行くのを忘れる学生はほとんどいなくなった。実はそれまで、体験に行くのを忘れる学生が予想以上に輩出していた。介護等体験の時期が5月から2月末までという長い期間に亘っていることと、自分が決めた予定でないということもあったためだと思われるが、これがきわめて多かった。授業化したことによって、学生を毎週定期的に大学に來させて介護等体験についての意識づけをしていることが、体験に行くのを忘れる学生を少なくすることに大きな効果があったと思われる。つまらないことのように思われるかもしれないが、学生を学外の施設に送り出すには結構細かい注意が必要なのである。このことは、わたしが専任教員として教員養成を担当してから学んだ重要な経験的事実のひとつである。細かい注意が必要なことは、もちろん教育実習についてもいえる。

2-3. 提携の具体的な運営

教育実習の場合、実習に出る1年前の3年次段階で実習の内諾依頼をする。それに対して、介護等体験は体験に出る当該年度の4月第1週

のオリエンテーション期間に決定する。基本的に学生の希望優先なので、オリエンテーション時に時間をとって体験先を決めている。具体的には、施設ごとに横浜キャンパスと湘南ひらつかキャンパスの学生の枠を決めておき、そこに学生から希望をとる。希望が複数名いた場合はジャンケンで決めている。公平性が高く、くじをつくるより簡単だからである。最近では、介護等体験指導に出る条件を満たせる学生がそれほど多くないため、枠は十分にある状態となっている。

特別支援学校についても、4月当初のオリエンテーション時期には日程がわかっているため、同時に希望をとっている。そこも定員枠を超えた場合は同じようにジャンケンで決めている。ただ、学校の場合、当然平日に行くことになるから、その曜日に実験等が入っており休めない学生の場合、7日間すべて社会福祉施設で体験することを許可している。これは体験内容としては好ましくないが、そしてまた特別支援学校での体験を希望する学生も多いが、理学部3年生には実験等欠席できない授業があるため、このところは学生の卒業を優先させて、そうしている。許可しない場合、教員免許の授与が1年遅れることになるわけだが、そうするには及ばないと現時点では判断している。この点も開放制教員養成制度をとっているゆえの判断と理解されるのがよい。

社会福祉施設の方から与えられる枠（＝その週に受け入れられる学生の総人数）については、毎年度末に両キャンパスの担当教員と担当事務スタッフがすべての社会福祉施設を訪問して、翌年度のことを相談して決めている。これも直接提携したことの一つの結果である。各施設との日常の個別連絡については、大学本部がある横浜キャンパスの事務スタッフを介して連絡を取るようになっており、湘南ひらつかキャンパスから直接するということは原則的にしないことにしている。情報の一元管理のためである。

ここはやや面倒なことであるが、病気や怪我

その他の理由で学生が予定の体験に出られなくなることがある。施設には1週間連続して体験するタイプの施設以外に、曜日を決めて毎週1回2ヶ月近くにわたって体験する施設もある。後者の場合、学生の体調が悪くなる可能性も高くなる。このような「事情のある欠席」の場合、別な日に体験させてもらえるように、個別の施設にお願いしているところもある。当日の欠席連絡はもちろん学生本人がするが、別日程での依頼については学生が直接するのではなく、大学の担当教員の許可を得て両キャンパスの支援室(横浜キャンパスは教職課程支援室、湘南ひらつかキャンパスは資格教育課程支援室)のスタッフを通して行うことにしている。特別支援学校の病欠も出るが、この場合には学校で別の日に体験するわけにはいかない。この場合は事情によりその分の体験を、大学が個別の地域ケアプラザにお願いすることもある。

3. 配当年次の変更と履修条件の設定

3-1. 配当年次の変更と履修条件の設定

2008年度から介護等体験指導の配当年次を3年次とした。問題が生じたからである。

この事実は移行期問題もあるので、もう少し複雑な動きをした。先に述べたように、2005年度に介護等体験指導の科目を設定した。2007年度に介護等体験指導に履修条件を付した。そして、2008年度に配当年次を2年次から3年次へ変更した。

おそらく事態はこうなっていた。2006年度の体験で問題が生じ、翌年からもう少しきちんとした学生にだけ体験を許可しようと履修条件を付した。本当は配当年次も3年次にしようと考えたのだが、配当年次の変更に必要な大学内の手続きのための時間がなかったのだと思う。本学では、教職科目の配当年次は学則で決めており、通常の形では前年度の6月頃に教職課程内で決定しておき、そこから全学の委員会を経て各学部の教授会へ上げ全学的に決定してい

く。それに対し、履修条件は教職課程の委員会などを通せば変更可能である。おそらく問題が起きたのが夏以後のことであり、学則変更はできないので、2007年度入学生からは履修条件を課すことにし、学則変更は翌年にまわしたのだと思う。

じつは2005年度から教職課程全体として、教育実習へ出るまでの段階的な履修条件を設定して学年制に近い形をとるようにした。1年次は見習いの期間として教職課程の仮登録をする。2年次となって登録料1万円を払って本格的に教職の勉強をはじめ。3年次で残りの教職科目を履修し、来年の教育実習へ出る準備をする。4年次で教育実習に出る。このような形の学年制の実質をつくるために、前からあった「教育実習に出る条件」に加えて、3年次の「教育実習内諾依頼条件」と、2年次の「教科教育法履修条件」を追加設定した。1年次は「教科教育法の履修条件」である「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」の単位修得を目指す。2年次は「教育実習内諾依頼条件」である2年次配当の多くの「教職に関する科目」の単位修得と実習教科の検定試験合格を目指す。3年次は「66条科目」〔教教法施行規則66条に規定された「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」〕と「教科に関する科目」の単位修得を目指す。このことによって、教育実習を頂点として、それに至る履修モデルが作られた。いわば教職課程としての「学年制」が完成したのである。

このときに「介護等体験指導」の科目を設定した。しかし、介護等体験指導に履修条件は付けていなかった。その理由は、できるだけ多くの学生が介護等体験を経験するのが良いという考え方からだった。ところが、問題が生じてしまい、それではまずいと判断し、それまでとは逆に教職志望の自覚がはっきりした学生を送り出す方向に動いたのである。ちなみに、2007年度の2年次配当のときの履修条件は教科教育法の履修条件に合わせ、2008年度以降3年次配当

科目となつてからの履修条件は教育実習の内諾依頼条件と同じにしてある。

3-2. いわゆる「常識」を伝えることの重要性とむづかしさ

小さな問題は毎年生じていたが、直接のきっかけとなつたのは、施設でケータイの充電をしていて注意され、そのことに対して素直に謝ることをせず逆に変な理屈の抗弁をした学生がいたことである。大学構内では、学生が教室のコンセントでケータイを充電していても誰も問題にすることはない。しかし、施設において充電することは、厳密に言えば、犯罪となる可能性もある。このような常識に類することに関する指導が時間的にも不足していると判断した。本学の教職課程のあり方では、2年次生は1年次配当の「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」の3科目の履修を済ませただけであり、これらの科目の性格からいっても学生を学外の施設に送り出す指導はできていない。2年次から多くの教職科目を履修する。だから、3年次配当にすれば、このようなあまりにも常識はずれな学生を送り出すことは少なくなると考えたわけである。

「学生に常識がない」という批判はよく聞く言葉だが、この常識というものを伝えることはむづかしい。これも教員養成の経験で学習した事柄である。わたしたちが常識と思っているこ

とが、すべての学生の常識となっているわけではない。しかし、常識のない学生でも、これこれのことは悪いことなのだと教えれば理解する。そして、それに合わせて行動するようになる。そういうことから教職課程経験を2年経た後にしたわけである。

4. 「介護等体験指導」の履修者数

4-1. 履修条件による体験者数の減少

表1は提携した横浜市の地域ケアプラザと体験した学生の人数である。先に述べたように、2005年度から地域ケアプラザへ送り出したはずであるが、現在確認できる資料は2007年度からしかない。また細かくいえば、表1にある6施設すべてが2005年度から提携したのではない。遅れて提携した施設もあった。表からわかることは2007年度には現行のシステムが完成していたことである。

毎年体験する学生の人数は年によって変動するが、2008年度の18人という人数が前年の56人から大きく減少した数であること、かつこの表にある10年間の中でも最小数であること、これは特徴である。

これは2007年度入学生から介護等体験をするために履修条件を設定したことが関係している。2007年度入学生が「介護等体験指導」を履修するための条件は、「教育原論」「教育と社

表1 社会福祉施設における介護等体験指導の履修者数

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
菅田地域ケアプラザ	11(2)	5	11(4)	2	4(2)	3	5(2)	15(5)	21(2)	7
樽町地域ケアプラザ	17(4)	7	7(2)	8(3)	8(4)	6(2)	0	2	6	4(1)
篠原地域ケアプラザ	8(1)	6	11(4)	10(3)	12(2)	7(3)	7(3)	7(1)	7	4(1)
神ノ木地域ケアプラザ	7	0	1	5	8	10	8	15	14	3
沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	9	0	0	2	1	10	2	9	2	9
片倉三枚地域ケアプラザ	4	0	0	0	0	4	8	0	0	0
合計人数	56	18	30	27	33	40	30	39	50	27

注：() は後期履修学生数 (内数)

会」「教育心理学」の1年次配当3科目の単位をすべて修得することであった。だが、この条件を満足できた学生が1年生の教職課程仮登録者全員の半数以下だった。18人の中には3年次生が混じていた可能性もあるが、ほとんどは2年次生である。介護等体験指導の履修者数が前年の56名から18名へと大きく減少したのは、この履修条件を満たせなかった学生がそれほど多くいたことを示している。

2009年度に履修者数が30名に増えた。これは2年間かかって1年次配当3科目の単位を揃えることができた学生の数とみてよい。2008年度入学生にとって介護等体験指導は3年次配当科目となっているので、2009年度にそれは履修できない。したがって2009年度に履修できた学生は3年次以上だけである。よって2008年の18名と2009年の30名を合せた48名を2007年度入学生の介護等体験者数とみてよい。そうすると介護等体験者の数は2006年度入学生の56名から48名へと減少したことになる。こうみればそれほど大きな変化ではない。履修条件を課した程度の若干名(8名)の減少と考えられる。

2年次配当科目のときの履修条件と3年次配当科目のときの条件では、当然のことながら、後者の方が厳しい。2010年度からの体験者数が30名から40名程度で推移しているのは、それを反映している。2年次の履修条件から3年次の履修条件への変更によって、10名程度減少したのである。その中で、2015年度の50人というのは例外的に多かった。これはこの年度の学生(2013年度入学生)の教員希望者が多かったことによると思われる。制度上の変更は何もしていないので、要因としてはそれ以外見当たらない。履修条件によって絞られて人数が減る分だけ、変動幅は偶然の要因で大きくなると理解しておくのがよいだろう。

4-2 地域ケアプラザでの体験の仕方

地域ケアプラザでの体験には、施設によって

2種類のスタイルがある。表1の上の3施設(菅田・樽町・篠原)は連続5日間ないし7日間で体験を行う。下の3施設(神ノ木・沢渡三ツ沢・片倉三枚)では毎週1回曜日を固定し5週ないし7週行う。横浜の地域ケアプラザは公立民営で、建物は横浜市が建てているが運営は民間の社会福祉法人が行っている。介護等体験をする学生が行くのは、各施設で行っているデイケアの部分である。法人ごとにケアのスタイルや方針が異なっており、その反映として2つのスタイルがあると了解されてよい。デイケアの利用者は通常曜日固定での利用だから、曜日固定の体験ならば毎回同じ利用者の老人と顔を合わせることとなる。その分人間関係をつくる手間がはぶけ、人間関係づくりのストレスも減る。

体験の内容も若干異なる。趣味中心に運営し、男性の利用者が多い施設もあれば、女性の利用者の多いところもある。もともと、これは私が学生の報告から聞いた印象によるものであって、利用者の実数ではないかもしれない。囲碁や麻雀の趣味活動を午前中に行う施設に行った男子学生から聞いたから、利用者が割合男性が多いと理解しただけなのかもしれない。これは囲碁をするのが高齢者でも若者でも男性に多いことから、そういう印象になったのかもしれない。

体験施設を決めるときに学生に伝える情報は、施設の電話番号・住所・交通のアクセス、体験日時の時間、曜日固定か連続か、オリエンテーションの日時、受入人数、昼食付きか否か等である。体験日時の時間は朝早いところで8:30から遅いところで10:00である。終了は16:10から17:30までの幅がある。毎日の体験時間は施設によっていろいろであり、短い施設で7時間(10:00~17:00)、長い施設で9時間(8:30~17:30)である。2016年度の体験で沢渡三ツ沢地域ケアプラザが多かったのは、開始時刻が遅く体験時間も短かったことが関係しているかもしれない。平塚に住んでいる学生が横浜まで行くには1時間半程度かかるか

ら、開始時刻が遅いというのは魅力だろう。しかし、現実には表のようにいろいろの施設で体験が行われており、最長時間の樽町地域ケアプラザにも学生は毎年のように行っている。実際に学生が施設を選択する理由は多様にあるということである。

介護等体験指導は半期科目である。そのため、前期または後期のどちらか一方だけを履修することになる。履修学期は体験日数の多い社会福祉施設での体験日程によって決めている。9月末までの体験者は前期に履修登録し、10月以降の体験者は後期履修する。履修者が圧倒的に前期に偏っているのは、大学の夏休み中の8月9月に体験する学生が多いからである。後期履修の学生はほとんど大学の春休みの2月体験の学生である。

4-3 特別支援学校での体験者数

表2は特別支援学校での介護等体験者の数である。特別支援学校の資料は2008年度からのものしか残っていなかった。特別支援学校での体験については、すでに述べたように、学生の必修実験等と曜日が重なってしまい、どうしても大学を休めない学生に対しては社会福祉施設だけで7日間の介護等体験をすることを認めて

いる。したがって、特別支援学校で体験する学生の数は、毎年社会福祉施設へ行く学生の数より少ない。

表3は、特別支援学校と社会福祉施設の両方で介護等体験を行った学生の割合を示したものである。2009年度だけ例外的に30名の学生全員が両方へ行っている。最少は2010年度で、4分の1の学生しか行っていない。最近5年間をみると、6割から9割が両方へ行っている。それ以前に比べると相対的に高くなった。

介護等体験を行う特別支援学校は多少変化している。神奈川県立平塚養護学校は介護等体験開始当初から現在までお世話になっている。神奈川県立小田原養護学校は体験希望者が増えたことによって数年後に追加された。表2にあるのは小田原養護学校にお世話になった最後の2年間だけである。希望者が多くなつてはじまった小田原養護学校での介護等体験であったが、表2の数字は少ない。少なくなった理由は、すでに述べたように、2008年度と2009年度の体験者は2007年度入学生で、彼らの年からはじまった履修条件を満たせた者だけが介護等体験可能となったことによる。2008年度と2009年度を合せた全施設での介護等体験者の総数は48名で、それは2007年度の体験者数56名より

表2 特別支援学校における介護等体験指導の履修者数

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
平塚養護学校		4	22	7	14	18	13	25	30	5
小田原養護学校		2	8							
横浜盲特別支援学校						10	9	10	6	7
平塚聾学校										5
合計人数		6	30	7	14	28	22	35	36	17

表3 特別支援学校と社会福祉施設の両方で体験する学生の割合

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
割合(%)	—	33	100	26	42	70	73	90	72	63

$$\text{割合(％)} = (\text{特別支援学校での体験数}) \div (\text{介護等体験の学生総数}) \times 100$$

少ない。単年度にすれば、2008年度は18名しか介護等体験に出ていない。そしてさらに、日程が学生の必修実験等の曜日と重なった場合学校へ行かないで7日間すべてを社会福祉施設で行うことも許可しているため、学校で体験を行う学生の数はその分さらに少なくなる。これらの結果が表に示された数字となっている。

2010年度から小田原養護学校へは行かなくなった。2010年度の体験希望者は前年2009年の11月に希望確認をしているが、すでにその段階で履修条件を満足できる学生の数が少なくなっていたと思われる。2010年度に介護等体験を行う学生は2008年度入学生であり、彼らは3年次配当科目としての介護等体験指導の履修条件を満たさなければならなかった。2年次秋の時点でその条件が満たせないと判明した学生もかなりの数に上ったはずで、その分2009年11月時点での介護等体験希望者の数が少なくなっていたと思われる。そのことにより、2010年度は介護等体験開始当初と同じ平塚養護学校だけでの実施となったと推測される。

その後2012年度から横浜市立盲特別支援学校が追加され、2016年度より神奈川県立平塚聾学校が追加された。横浜盲特別支援学校は横浜キャンパス枠として与えられたものを学内の運用で、湘南ひらつかキャンパスの学生にも利用可能としている。本キャンパスへ通学している学生の中には自宅が横浜の学生も多い。そういう学生にとっては横浜が行きやすい。私たち教員としても、遅刻を心配することが少なくなる。平塚聾学校はなぜか横浜キャンパス枠として与えられたが、横浜キャンパスの学生が平塚へ来ることは現実的にはまずないので、湘南ひらつかキャンパス枠として利用させてもらうことにした。

[注]

- 1 教育実習の内諾依頼条件は、以下の①から④の条件をすべて満たしていることである。
 - ①「教職に関する科目」から12単位以上修得していること。(「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」を含む。)
 - ②「66条科目」〔教免法の施行規則第66条に規定された科目〕から4単位以上修得していること。
 - ③実習教科によって定められている検定試験のいずれかに合格し、証明書のコピーを提出していること。〔たとえば、理科は工業英検3級、数学は数検準1級など。〕
 - ④〔湘南ひらつかキャンパスは適用外。横浜キャンパスの社会系免許と保健体育免許に関する規定。〕
- 2 1年次配当科目を1年次に修得できない学生が3分の2もいるのは、当時湘南ひらつかキャンパスでは専任教員だけでそれらの科目を担当し、評価については厳しく運営するという方針で臨んでいたことと関係する。高校生気分授業を受けていたのでは、大学の単位は取れないことを1年目の学生は身をもって体験したのである。私の担当である「教育心理学」についていえば、試験は授業内小テストも定期試験でもすべての資料を参照可としている。それで合格点60点を取れないのは、教科書や配布資料を理解していない学生がそれほどいるということである。